

橋本市制 20周年記念映像制作委託業務

仕 様 書

1. 件 名

橋本市制 20 周年記念映像制作委託業務

2. 業務目的

市制施行 20周年という節目の年にあたり、本市が保有する様々な魅力を再確認するとともに、未来への可能性を意識づけ、20周年をお祝いして市民全体で喜びを得る機運を盛り上げるための記念映像を制作することを目的とする。また制作した映像は令和 8 年 1 月 25 日に開催する記念式典において上映する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日（金）

4. 業務内容

（1）映像の企画・構成プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト（絵コンテを含む）等を制作すること。

①撮影・取材・資料収集

企画・構成に基づき、映像の制作に必要な撮影・取材・資料収集を行うこと。その際、事前に権利者より使用の許諾および事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、一切の手続きを受託者において行うこと。

②編集

映像の加工・編集、BGM・音声、テロップ挿入等の編集作業を行う。完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

③映像の内容

橋本市の 20 年にわたる歩みを中心に構成し、歴史や文化、自然、産業などを紹介するとともに、まちに対する誇りや愛着を持つことができるものとする。

（2）映像について

①構成イメージ

・橋本市制 20 周年記念の映像として、記念事業コンセプトである【ひと・もの・ことの「歴史をふりかえる」ことで、「今（の橋本市）をもっと好きになる」。そして、みんなで創る「未来にわくわくする」そんな 1 年にしたい】を踏まえた映像の制作を行なう。

・単なる記録映像とならないよう視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込むこと

・市民が「橋本市に住んで良かった」「これからもずっと橋本市に住みたい」と思えるよう、橋本の魅力や将来展望を伝える内容とすること

・アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に内容が伝わる映像とすること

②再生時間 10 分程度 ※提案内容によっては再生時間の変更も可能とする。

③規格 原則、可能なものはアスペクト比は 16:9 とし、解像度はフル HD とすること。

④用途 記念式典で上映。その他二次利用に関しては、別途発注者・受注者協議の上、決定する。

5. 納入場所

橋本市総合政策部秘書広報課

6. 成 果 品

(1) 本業務における成果物については、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。また、すべてにおいて市が指定する媒体により電子データを提出すること。

- ・DVD 5枚
- ・ブルーレイディスク 1枚
- ・ホームページ等の掲載用データ (MP4形式)

(2) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより発注者及び第三者が損害を受けた場合は全て受託者の責任と負担により原状回復及びその賠償責任等について対応すること。

7. そ の 他

- ・関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、本業務遂行にあたり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受注者が行うこと
- ・市が保有する画像やロゴデータ等について、必要に応じて提供する
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行う
- ・受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする
- ・受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする
- ・成果品の受け渡し後においても、不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない
- ・本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない